最終更新日:2017年7月10日
株式会社 シンニッタン
代表取締役社長 橋本　諭
問合せ先:総務部
証券コード:6319
http://www.snt.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

＜コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方＞
当社は、企業競争力を強化し、企業価値を高めていくことが当社グループの最重要課題であり、その実現のため、コーポレート・ガバナンスを充実させ、また有効に機能させることが必要であると考えています。
経営監督機構については、当社は監査役等委員会制度を採用しており、取締役5名（監査等委員を除く）、監査役等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の体制で、経営方針及びコーポレート・ガバナンスの徹底のため、取締役会、経営会議の内容を充実させるとともに、下部組織への意識の共有化をすすめております。また、監査等委員会による経営監督強化に努めており、経営面における法令・定款違反防止、社会通念上不適切な行為の排除に努めてまいります。また、経営の透明化を高め、迅速かつ正確な情報開示、明確な説明を行うことを通して、株主その他利害関係者に対して、円滑・良好な関係を構築していくことが当社の責務と考えております。

＜コーポレートガバナンスに関する基本方針＞
当社グループは、高い技術力により、安心・安全を支える製品を供給して行くことを通じ、社会に貢献するとともに企業として持続的な成長と発展を目指し、企業活動に取り組みます。
そのため、的確且つ迅速な意思決定と業務遂行を行い、ステークホルダーに対し、透明性の高い健全な経営によって、コーポレートガバナンスの強化を図ってまいります

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜補充原則1－2－4＞
当社は、機関投資家等の株主構成の状況次第によっては議決権行使を使いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供も必要であると考えますが、現状の株主構成や費用面を考慮した場合、不要と考えております。
今後も、株主構成の状況を勘案して引続き検討を行っていきます。

＜補充原則2－5－1＞
当社は、従業員等からの通報および相談を受け付ける窓口を総務部に設置しています。また、内部通報制度運用規則により通報者が保護されるよう体制を整備しています。監査等委員会においても受け付けており、通報者も同様に保護対象としております。今後、より独立性の高い体制構築と運用に取り組んでまいります。

＜補充原則4－1－2＞
当社の主要事業である鍛造事業は、B-to-Bの部品や製品が主体であることならびに経営環境の変化が激しい中で、数値目標をコミットメントする中期経営計画は策定しておりません。
なお、単年度計画と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っています。

＜原則4－2 取締役会の役割・責務（2）＞
当社は、経営陣幹部の提案活動が、会社の活性化・持続的な成長には不可欠なもとであると認識しております。取締役会や各取締役等への提案は随時受け付ける機会を設けており、取締役会で決議すべき事項について、十分な審議検討を行っております。
決定した内容については、各事業分野の担当取締役が中心となり、その実行責任を担っています。
　取締役の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するような仕組みを今後検討してまいります。

＜補充原則4－2－1＞
当社は、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬は導入しておりませんが、取締役・経営陣は株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社・株主共同の利益のために行動していることから、現在の報酬体系が当社にとって適切なものであると判断しております。今後、自社株報酬等も含めた新しい報酬制度については引続き検討を行ってまいります。

＜補充原則4－11－3＞
各取締役について実効性を分析・評価し、取締役会の実効性を向上させる努力を行います。具体的な方法については、課題とし、今後検討してまいります。

＜補充原則4－14－2＞
取締役については、会社法および時々の情勢に通じた内容で講習会への参画支援や情宣物の提供を行い、取締役としての役割・責務の理解や見識の向上に努めてまいります。また、監査等委員である取締役については必要に応じて外部の講習会に参加するなど役割・責務への理解促進をサポートします。今後、具体的方針につきましては、検討をいたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則1－4　いわゆる政策保有株式＞
1. 政策保有に関する方針
当社の製品は、いわゆるB-to-B上の部品や製品が殆どで、生産・開発・販売を行う上で様々な企業との安定的な取引の確保や取引深耕、あるいは取引経緯から保有を持続するものなどの様々な理由と経緯があります。基本的に保有することが当社の企業価値向上や株主還元向上に繋がるとの観点で保有継続の判断を行っております。また、新たに取得や買い増しを行う場合には、取締役会に諮ったうえで実行しています。

2. 政策保有株式の議決権行使に関する基本方針
議決権行使は、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重した上で、中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうか等の視点に立って判断を行っております。

＜原則1－7　関連当事者間の取引＞
当社は、その役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社（子会社を含む）および株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引ついて取締役会に付議し、その承認を得るものとしています。

＜原則3－1　情報開示の充実＞
（1）経営理念や経営戦略・経営計画
経営理念として「常にあふれる情熱を持って新しい価値を創造することにより社会に貢献する」を掲げております。（当社HP　http://www.snt.co.jp/jpn/index.phpに掲載）経営戦略としては、大半が受注生産製品・部品であることから顧客満足度の向上を第一義とし、選ばれる会社を目指します。特に技術力・納期を評価されるよう当社の実力向上に重点を置いた戦略を立てております。経営計画は、基本的に年度計画の策定と実施を基本としており、売上高、営業利益、経常利益、当期利益は決算短信に反映させております。
（2）基本的な考え方・基本方針
＜基本的な考え方＞
企業競争力を強化し、企業価値を高めていくことが当社グループの最重要課題であり、その実現のため、コーポレート・ガバナンスを充実させ、また有効に機能させることが必要であると考えています。
経営監督機構については、当社は監査役等委員会制度を採用しており、取締役5名（監査等委員を除く）、監査役等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の体制で、経営方針及びコーポレート・ガバナンスの徹底のため、取締役会、経営会議の内容を充実させるとともに、下部組織への意識の共有化をすすめております。また、監査等委員会による経営監督強化に努めており、経営面における法令・定款違反防止、社会通念上不適切な行為の排除に努めてまいります。また、経営の透明化を高め、迅速かつ正確な情報開示、明確な説明を行うことを通して、株主その他利害関係者に対して、円滑・良好な関係を構築していくことが当社の責務と考えております。
＜基本方針＞
当社グループは、高い技術力により、安心・安全を支える製品を供給して行くことを通じ、社会に貢献するとともに企業として持続的な成長と発展を目指し、企業活動に取り組みます。そのため、的確且つ迅速な意思決定と業務遂行を行い、ステークホルダーに対し、透明性の高い健全な経営によって、コーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

（3）経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
　＜方針＞
役員報酬は、固定的部分と変動的部分の組み合わせにより構成されているが、取締役の役位、職務責任、経験年数、業績成果等により本人のモチベーションを極大化するよう総合的かつ公平に決定しています。なお、役員全員の報酬の月額限度は、平成28年6月29日開催の第85回定時株主総会で、取締役(監査等委員であるものを除く)は年額240百万円、監査等委員である取締役は年額60百万円とする承認を得ています。また、それらの年間支払総額は、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載いたします。
　＜手続き＞
取締役の報酬については、役員報酬委員会で定めた役員報酬規程内規（平成24年1月改定）に従う。取締役の個別の額の最終決定は取締役会議において代表取締役社長に一任された場合は、上記方針に従い決定します。監査等委員である取締役は、監査等委員会での協議により決定します。
（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社が置かれている環境を理解し、また、社外取締役の助言等も参考にして、業績評価も秀でた者で、十分な経験と高い見識から経営の方向性や事業展開について責任を以て意見を述べ、業務執行を行うものに在っては実行できる人材を適宜人選し、当人の意欲と決意を確認した上で取締役会へ上程し決定しています。
（5）取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の個々の選任について個別の選任・指名についての説明
個々の選任・指名理由については、過去の実績と保有するスキル、見識を勘案したものです。具体的な理由は、株主総会招集通知参考書類に記載を行っております。

＜補充原則4－1－1＞
当社は、取締役会で決議すべき項目については、取締役会規程で規定しており、該当する項目ならびにその項目に準じると判断する内容については、取締役会に付議しその内容に対し十分な審議を行っております。また、職務権限規程ならびに決裁権限規程にて、取締役各職位の職務を規定するとともに経営陣に委任する範囲を明確にしています。

＜原則4－8　独立社外取締役の有効な活用＞
当社は、監査役等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役4名のうち、会社法に定める社外取締役の要件満たす社外取締役を3名選任し、さらにその中から東京証券取引所の定める独立性基準を満たした独立社外取締役を2名選任しております。

＜原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞
当社は、社外取締役の候補者選任にあたり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準を前提に基準（別紙添付）を策定し、当社の経営に対し、専門的で建設的な助言および監督のできる取締役候補者を選定しております。

＜補充原則4－11－1＞
当社は定款により業務執行取締役を6名以内。監査等委員である取締役を4名以内としております。現在社外取締役3名を含め、業務執行取締役5名、監査等委員である取締役4名であります。現状、当社の事業規模から見て妥当な員数と考えております。取締役会は、事業の特殊性を踏まえ、経験・能力並びに取締役としての見識のある人材で、バランスよく構成されています。取締役の選任に当たっては取締役にふさわしいと考える候補者を代表取締役が取締役会に推薦し、取締役会で審議の上決議したものを株主総会に上程し、株主総会の承認を得る事としています。

＜補充原則4－11－2＞
当社取締役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に止めるようにしております。
また、当社は、毎年事業報告書にて各取締役の重要な兼任状況について開示しています。

＜原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針＞
当社では、IR担当および株主との対話の受付窓口は、財務部と総務部が行っており以下の取組を図っております。
（1）当社HP上において、株主からの要望ならびに問合せの窓口を設け、IR担当取締役を中心として速やかな回答に心掛けております。
（2）当社は、IR担当取締役が財務部長で企画室・総務部等のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的に部署間の連携を図っています。
（3）当社HPでは、四半期業績等の経営情報を掲載し、第2四半期決算・本決算開示に際しては、決算補足説明資料を作成し、株主の皆様に理解頂けるように努めております。
（4）当社は、株主等からの意見・要望等に対しては、集約して取締役会に報告し、経営に活用を行っております。
（5）当社は、IR窓口を1本化することにより、インサイダー情報の流出に留意しています。また、面談のクローズ期間を設定し、決算開示準備機関中 における情報漏洩防止に留意しております。なお、クローズ期間の面談については、開示の公平性を保つため、株主・投資家等の対話のテー

マは、当社の持続的成長、中長期にかかわる企業価値向上に関する事項に限定し、インサイダー情報管理に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
コンウオール　マスター　エルピー	3,237,000	11.77
東プレ株式会社	1,292,000	4.70
新日鉄住金株式会社	1,288,000	4.68
株式会社りそな銀行	1,266,000	4.60
株式会社みずほ銀行	1,227,000	4.46
株式会社ネクスト	1,203,000	4.37
日本パーカライジング株式会社	939,000	3.41
コンウオール　サイドカー　2　マスター　エルピー	847,000	3.08
佐藤商事株式会社	846,000	3.07
ザ　バンク　オブ　ニューヨーク　ノントリーティー　ジャスデック　アカウント	804,000	2.92

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

平成28年6月20日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、コーンウォール・キャピタル・マネジメント・エルピーが平成28年6月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。なお、変更報告書の内容は以下のとおりである。

氏名又は名称:コーンウォール・キャピタル・マネジメント・エルピー
住　　所:アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市レキシントンアベニュー570　1001号室
保有株券等の数(千株):4,687
株券等保有割合(%):17.05

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤興平	弁護士											
渡辺文雄	税理士											
清家千春	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤興平	○	○	当社経営陣と直接利害関係はなく、業務執行者から独立した立場で、監督機能を果たすことが期待できる。	弁護士として法律知識に精通し高い見識を有し、当社の社外監査役として適切に業務を遂行した経験と社外取締役として業務遂行に対する監督機能を適切に果たした実績があり、高い専門性と見識が、当社の経営に欠かせないと判断し選任したものである。
渡辺文雄	○		―――	税理士として税務・会計知識に精通し高い見識を有し、当社の社外監査役として適切に業務を遂行した実績から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任したものである。
清家千春	○	○	当社経営陣と直接利害関係はなく、業務執行者から独立した立場で、監督機能を果たすことが期待できる。	税理士として国内外の会計・税務知識に精通し高い見識を有し、当社の社外監査役として適切に業務を遂行した実績から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任したものである。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部統制システムを利用して監査を行うこと、また、監査等委員の内、社内取締役1名が常勤することから、現在は監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりません。
しかしながら、監査等委員会が求めた場合、その職務を補助すべき使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容は監査等委員会の意見を参考にすることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門として内部監査室を設置（1名配置）しており、業務監査を中心とする内部監査を行っております。問題点については該当部署に随時改善を求め、改善状況のフォローを実施しており、内部監査に係る状況については、監査等委員会に対して随時報告を行い、監査結果に関する情報交換を行います。また、監査等委員会と会計監査人の連携状況については、1．監査計画の策定、2．監査実施過程、3．監査意見形成の3段階で有機的な連携を行い、監査結果の双方向的情報交換による相互補完を行います。
　上記のとおり、監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は、相互に連携を保ち、監査の質の向上と効率化に努めます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員3名のうち、2名を独立役員にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬は定款または株主総会決議に基づく報酬であります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の＜原則３－１　情報開示の充実＞（３）経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きに、記載しております。

【社外取締役のサポート体制】

サポートを専従とする社員は配置しておりませんが、社外取締役からの要望に対しては、内容に応じて総務部門、財務部門、内部統制部門で対応することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・取締役会の機能を強化するため、業務執行取締役及び事業部門の責任者が出席する経営会議を月２回開催し、業績の進捗状況、問題点と解決策を議論しております。取締役会においては、月１回開催し、業務執行に係る重要事項の適法性、妥当性について検討を加え、決議しております。
・監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等を行います。取締役４名（うち社外取締役３名）で構成され、原則として月１回、または必要に応じて随時開催します。
・当社は、会社法第427条第１項に基づき、業務執行取締役でない３名の社外取締役と同条同項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定が認められるのは当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られる。
・当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、池上健志、中村尋人の２名であり、監査法人大手門会計事務所に所属しています。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士４名で監査法人大手門会計事務所に所属しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・当社はコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、平成28年6月29日開催の定時株主総会において、定款変更の承認を得て、監査等委員会設置会社に移行しました。次の理由により、当社の企業統治体制を充実させ、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現するためには、他の体制よりも優位性があると判断しております。１．過半数の社外取締役で構成する監査等委員会を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性の確保と効率性の向上を図ることができること。２．取締役会は、業務執行取締役に対し、業務執行の決定を大幅に委任することが可能であり、また、業務執行取締役は責任の所在が明確な状態で重要な課題に迅速かつ柔軟に対応することができること。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算発表予定日、適時開示事項等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しては財務部が担当しており、投資家からの質問に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	新しい価値を創造することによる社会への貢献を企業理念として掲げ、株主、取引先、その他関係者との円滑な関係の構築を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得し、環境保全に対する責務を果たすべく諸施策を推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの基本方針を、以下のように定めております。

1．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンスにかかわる規程を整備し、これを役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
総務担当取締役を総括責任者とし、総務部においてコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたるとともに、同部を中心に役職員教育を行う。また、内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は取締役会および監査等委員会に報告されるものとする。
役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合、すみやかに総務部へ報告できる体制を構築する。問題が発生した場合、総務部および関係部署は協議の上、再発防止策を策定し、取締役会および監査等委員会へ報告するとともに全社的に防止策を実施させることとする。子会社においても同様に取扱い実施する。
さらに、当社および子会社は健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
文書管理規則およびその他関連規則に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。全取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
安全、品質、情報セキュリティ、与信等のリスクカテゴリー毎の社内規程および責任部署を定め、各部門の所管業務に付随するリスクについては各担当部門が行い、全社的なリスクを総括的に管理する部門は総務部とする。内部監査室は、部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会および監査等委員会へ報告する。
当社および子会社において事業活動上の重要な事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめる体制を整えることとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
毎期、事業部門毎の業績目標と予算を立案し、全社的な目標を設定する。月次の業績は迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役が取締役会に報告する。子会社においてもこれらの報告に併せ、適宜報告する。
取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役および事業部門の責任者が出席する経営会議を毎月2回開催し、業績の進捗状況、目標未達の要因解析、改善策を各事業責任者から報告させ、業務執行に関する重要事項および権限分配を含めた効率的な執行体制を機動的に決定できるようにする。

5．当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社およびグループ各社全体の内部統制を担当する部署を総務部とし、グループ各社の業務を所管する事業部と連携し、グループ各社における内部統制の実行性を高める施策を実施すると共に、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要事項についての協議を行う。また、内部監査室は、グループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役会、監査等委員会、総務部および所管事業部へ報告する。

6．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項およびその使用人の取締役（監査等委員会である取締役を除く）からの独立性の関する事項ならびに使用人に対する監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項

監査等委員は、必要に応じて、内部監査室の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。内部監査室の職員1名がこれにあたる。当該職員は、その命令に関して、取締役（監査等委員会である取締役を除く）、内部監査室長の指揮命令を受けないものとする。

7．取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社および子会社の取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、コンプライアンスの状況、内部監査の実施状況、その他重要事項を監査等委員会に対してすみやかに報告するものとする。
監査等委員は、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
内部通報制度運用規則に準じ、監査等委員会に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取扱いを禁止する。
また、監査等委員会は、監査法人、内部監査室と緊密な連携を図っていく。
なお、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、その費用が当該監査の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査等委員の請求等に従い、円滑に行うものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨み、これを拒絶します。主管部門を総務部とし、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等外部の専門機関と連携し、情報収集や管理、対応を行う体制をとっています。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

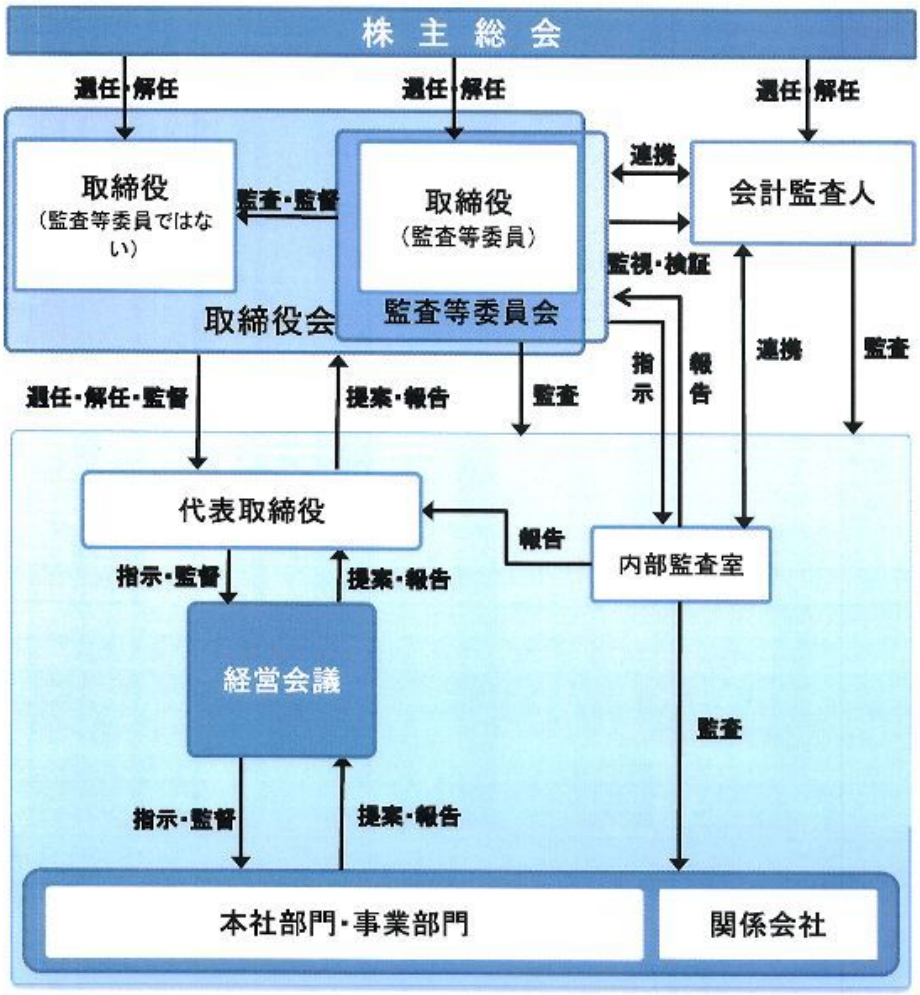
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンスの充実が企業価値の向上に不可欠との考えの下、今後も更に要求が高まる企業統治課題とそれをチェックする機能強化に努め、当社は株主はもとより経済社会全体に対して、社会的責任を果たしていく方針で臨んでおります。

【参考資料：模式図】

コーポレート・ガバナンスの体制



【別紙　資料】

社外役員の独立性に関する基準

当社は、当社における社外取締役又は社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）のうち、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立役員として認定する目的で、「社外役員の独立性に関する基準」を制定するものである。

また、本基準に該当した社外役員の中から2名を取締役会で選任し、本人の同意を得て、東京証券取引所宛に独立役員として登録する。

1. 当社取締役会は、以下のいずれかに該当する社外役員については、独立役員と認定しない。
（1） 当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者
（2） 就任前10年間のいずれかの時期において、当社グループの業務執行者
（3） 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
（4） 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
（5） 当社グループの会計監査人（当該会計監査人が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
（6） 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
（7） 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
（8） 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
（9） 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者
（10） 当社グループの業務執行者が現在又は過去3年以内に他の会社において社外役員に就いている又は就いていた場合における当該他の会社の業務執行者
（11） 過去3年間において、上記の（3）から（10）までに該当していた者
（12） 上記の（1）から（11）までに該当する者の近親者

2. 上記1に定める要件のほか、独立した社外役員としての職務を果たせない事情を有していると取締役会が合理的に判断した社外役員は、独立役員と認定されないものとする。

3. 独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社へ通知するものとする。

以　上

【別紙　資料】

（注）

1. 社外取締役とは、会社法第 2 条 15 号に定める社外取締役をいう
2. 社外監査役とは、会社法第 2 条 16 号に定める社外監査役をいう。なお、H28 年 6 月 29 日の株主総会にて監査等委員会設置会社への移行の為の定款一部変更議案の上程を予定しているが、制定時点では、監査役会設置会社の為、社外監査役も記載した
3. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員又は使用人をいう
4. 当社グループを主要な取引先とする者とは、以下のいずれかに該当する者をいう

（1） 当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する者とする。以下同じ。）であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高もしくは総収入金額の 5%以上である者

（2） 当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が当該取引先グループの連結総資産の 2%以上である者

5. 当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう

（1） 当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の 5%以上である者

（2） 当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債額が当社グループの連結総資産の 2%以上である者

（3） 当社グループが借り入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の 2%以上である者

6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に過去 3 年間の平均で年間 500 万円以上又はその者の売上高若しくは総収入金額の 2%のいずれか高い方の額を超える財産上の利益を得ている者をいう
7. 当社グループから多額の寄付を受けている者とは、当社グループから、過去 3 年間の平均で年間 500 万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の 2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受け付けている者をいう
8. 近親者とは、配偶者又は二親等内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう